

# 除染作業等業務委託 特記仕様書

業務委託名称：福島県立テクノアカデミー浜除去土壌等搬出業務委託

履行場所：福島県南相馬市原町区萱浜地内

- 1 本業務の実施にあたっては、契約書及び福島県除染作業共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき実施しなければならない。
- 2 福島県除染作業共通仕様書に対する特記及び追加事項は、本特記仕様書によるものとする。
- 3 本特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

福島県立テクノアカデミー浜

## 1. 目的

本業務は、テクノアカデミー浜が実施した除染事業で発生し、現場保管していた除去土壌を掘起し、現場内で集約し、地下保管ピットの埋め戻しを実施するものである。

## 2. 業務場所

福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場地内（福島県立テクノアカデミー浜グラウンド）

## 3. 仕様等

本業務の履行にあたっては、次の関係法令、諸規則等に準拠するものとする。

ただし、本仕様書に記載のない事項及び本業務の履行に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、発注者の指示に従うものとする。

- ① 放射性物質汚染対処特別措置法
- ② 除染関係ガイドライン（第2版 平成30年3月追補）
- ③ 除染業務に係る技術指針（第2版 平成26年2月）
- ④ 仮置場等技術指針（第6版 令和元年12月）
- ⑤ 除染業務等に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン  
（平成30年1月30日改定）
- ⑥ 福島県土木部共通仕様書（令和元年10月）
- ⑦ 南相馬市除染実施計画（第6版 平成30年5月）

## 4. 留意事項

- ・ 搬出場所で砂等の飛散がある場合は、適時散水等の対策をすること。
- ・ 除去土壌を現場内で運搬する際は、飛散・流出防止に留意すること。
- ・ 除去土壌の据付をする際は、除去土壌が外部に飛散・流出しないようにすること。
- ・ 除去土壌をクレーンで据付する際は、防護柵等の仮置場敷地が破損しないよう注意し施工すること。また、クレーンの転倒を防ぐために、定格総荷重の範囲内での作業を厳守すると共に強風時の作業は注意すること。
- ・ 保管土壌の袋詰めについては、最大充填質量を確認し、余裕をもって詰め込むこと。
- ・ 使用する袋については、使用前に材料の証明証等により、監督員の確認を受けること。
- ・ 保管した除去土壌の量、保管を開始した年月日及び終了した年月日の記録方法については監督員の指示に従うこと。
- ・ 遮水シートの撤去数量については、現地にて測定し面積を把握すること。
- ・ 掘削後のトレンチは、深さ、幅、延長の測定について、監督員の確認を受けること。
- ・ 作業場所において、後工事として環境省が収集した除去土壌等を搬出することから、除去土壌の収集場所等については調整を図ること。
- ・ 本業務において、ダンプトラック等が通過する施設内の舗装等については、業務の前後で変化がないか施設管理者等に確認を受けること。また、業務開始前の舗装状況については、写真等で記録しておくこと。
- ・ グラウンド等における暗渠排水管について、事前に配置箇所を確認すること。
- ・ 通学時間の工事関係車両の出入りは行わないものとする。

## 5. その他

- ・ 業務委託料の諸経費の算定については、「福島県除染作業暫定積算基準(平成30年7月)」を適用している。
- ・ 起工測量の結果、設計数量との相違が確認された場合は甲乙協議を行うこと。